審議結果

審議会等名称

第1回神奈川県水産審議会

開催日時

令和3年 11月 25日 (木) 14:00 ~ 16:30

開催場所

神奈川県中小企業共済会館 401 号室

出席者

井貫 晴介【会長】

高橋 征人【副会長】

星野 拓吉

相澤 陽子

江森 正典

山口 芳郎

櫻本 和美

向井 友花

浪川 珠乃

堀井 豊充

田口 さつき

次回開催予定日

令和4年3月

所属名、担当者名

環境農政局 農政部 水産課 水産企画グループ 村山、舩木

掲載形式

議事録

審議 (会議) 経過

議事までの進行

開会宣言…水產課 間宮副課長

あいさつ…農政部 石井部長

資料の確認…水産課 間宮副課長

審議会議事録の公開について確認…水産課 間宮副課長

令和3年度第1回神奈川県水産審議会議事録

議事

- 1 報告事項
- ・令和3年度水産関係予算の概要
- ・大規模外洋養殖事業導入検討について
- 2 報告事項
- ・かながわ水産業活性化指針の改定素案について→承認された。
- ・かながわスマート農業・水産業推進プログラム素案について →承認された。
- ・第8次神奈川県栽培漁業基本計画の方向性について →承認された。
- 3 その他

結果 (発言記録)

- 1. 報告事項
- ●令和3年度水産関係予算の概要・・・水産企画G 田島GL及び漁港G 松岡GLから 説明。

〇田口委員

かながわ水産業活性化指針の改定素案 12 頁の認識は、海洋環境の変化を表したものだと思います。

「漁場環境については、東京湾で貧酸素水塊拡大や底質の改善が遅れています。また、 三浦半島沿岸域では磯焼け深刻化しており、アワビ・サザエなど磯根資源の維持・回復に悪影響を与えています。最近は県西地域でも磯焼け確認されるようになっています。

なお、海面養殖 はノリワカメコンブの藻類を主体に、東京湾から三浦半島にかけて

行なわれおり、生産量は平成 25 年まで 1,200 トン前後、平成 26 年以降 1,000 トン前後で推移しています。生産量の減少は、秋の海水温の低下が遅れ 、養殖開始時期が遅くなっていることも要因の一つ考えられます。

そのようななか、磯焼け対策推進費 295 万円、資源管理型栽培漁業推進事業費 73 万円、漁場環境保全対策費 233 万円、水産業改良普及活動費 115 万円、東京湾貧酸素水塊対策研究費 466 万円で十分な運用がおこなえるか心配しています。

〇田島GL

磯焼け対策や貧酸素水塊対策など、漁場環境の改善に向けた取組としては、藻場の早期回復につながる海藻の増殖技術の開発や、貧酸素水塊の発生状況を計算するモデルを開発し、モデルのシミュレーションにより有効な対策を港湾管理者に提言するなど、優先順位の高い課題に取り組んできています。県の財政事情が厳しい状況ではありますが、外部資金の活用なども含め、今後も必要な予算の確保に努めて行きます。

〇田口委員

今後とも、海洋環境の変化ということが、さらに進むと思うので、そちらに対しての 研究は中長期的な観点から取り組んでいただければと思っております。

また、現場の漁業者と一緒に、対策を打っていただきたいと思っています。

〇高橋委員

神奈川漁業就業促進センター、これを漁連で行っております。漁連で講師やらなにやらをしながらですね、入学してくる方々を対象として行っております。

2回目の今年度は来月の27日には終業式となっておりますけれど、我々の生徒さんにつきましては、何が何でも漁業をやりたいんだという方と、まあとりあえず行ってみるかという方がいますね。明らかに考え方が違う。

それでですね、1回目の1年生の時にはですね、5人応募がありまして、入学式をする時にはもう1人減っていました。4人入って始めたんですけど、その中でやっぱり1人辞めて、大学院に。3人のうち1人は現在真鶴町岩漁協の定置、これに就業しております。あと2人については、どういう形で漁業に携わっているのか不明でございますけども、希望の方については、とりあえずは全員もう少しで就業を迎えるのかなと。

ただ、聞いてみますと何をやりたいのかというのが明確でない。まあ、勉強するのに 夢中になっているというのもあるんですけど、やはり何が何でも漁業やりたいんだとい う、そういうところが中々みえない。そういう目的がきちっとある方は、就業していず れ独立したいという考えがあるんでしょうけど、なかなか今のところはどれをやりたい のか分からないという方が多いです。 ●大規模外洋養殖事業導入検討について・・・水産企画G 舩木副技幹から説明

〇田口委員

主な意見をみると、否定的なものが多く、具体的な事業計画が描けていないように思えます。キャッシュフローの予想など作成してみてはいかがでしょうか。

相模湾で定置漁業に被害が出ているなか、沖合大規模養殖施設の維持費は莫大となる と思われ、それを上回る売上げの根拠がきちんとあるか、事業として成立するか問われ ています。また、設備の更新が将来的にできる程度に利益が留保できるのか検討が必要 です。

〇舩木副技幹

ご指摘のように、コスト面からも、事業として成り立つ目処が現状不透明なことも、 慎重な姿勢になっている一因だと思われます。なお、養殖対象魚種、養殖規模等は、旗 振り役となる水産会社の考え次第で決定される内容ですので、引き続き事業スキーム等 情報交換を進めていきたいと思います。

〇星野委員

三浦市の星野と申します。よろしくお願いします。メンバー見ていただいても、皆専門家ということでお話をさせていただきます。

なかなか整備する、技術的にも難しいものということと、あと養殖をするという技術も 使っていくのが難しいということ。あと、地域としましてはですね、養殖した魚をどのよ うに販路を拡大していくか、という、3点大きな問題があると思います。

それぞれなかなかハードルは高いですが、これをやっていくことでですね、新たな活路 や道というか、そういったものが産み出せるんじゃないかということで、地元でも話題に なっております。ですから、例えば、ハード整備が出来れば養殖場以外でも使えるものも あるでしょうし、それから養殖の技術を、地元が得て他のことでも活用できる。

あと、大きなものはですね、今までなかなかこういうものを扱ってない、我々も、三崎の市場といったものもですね、新たに養殖の魚を使って、今までにない加工をして、販売するという、そういうふうな考えを持っていただき始めたかなと思っています。

これを進めることでですね、新たな漁業、地域としてはですね、今までやってない漁業 のあり方を考えるきっかけになっているのではないかな、と思います。

これからもよろしくお願いいたしたいと思います。

〇高橋委員

私も委員になっておりますけれど、一つは、漁業者にどれだけのメリットがあるのかということ。それと、最近の気象状況、温暖化のせいで、だんだん台風も大きくなる。水温

も高くなる。そういう状況の中で、果たしてこれだけの施設をやって、リスクもどれだけ 出るのか。このリスクの計算が出来ていないんですよ。今のところね。

だから、これだけの高さの波が来たらこの施設は保つのか、保たないのか。潮の流れは、これだけ何メートルくらいの潮なら耐えられるのか、というものが、まだ出てこないんでしょうけども、非常に由々しく思っています。

それと、いま三浦市の副市長さんから販路とかそんな話も出ましたけど、最近、陸上施設として、日本で最大の陸上施設を計画がされている。それは外国資本。それも富士山の麓でやるんですよ。富士宮駅。富士宮駅に、外国資本で、日本にある陸上施設としては最大の施設、そこで養殖をする。そういうものをやる。養殖の魚っていうのは飽和状態になり始めている。

最近の全漁連の会の中でも、新しい漁業法の改正になった時に、養殖をメインにしている県の会員から、結局養殖業者が潰されてしまうんじゃないのか、という意見。ただ私はその時に、養殖業者のために沿岸漁業者が潰されかかっているんだ。結局天然のブリより、養殖のブリの方がいま高いんです。そういうことも踏まえると、なかなか、養殖の施設がどんどんどんどん増えて大型化してくる。そういう中で生産された価格っていうのは、果たして本当にペイ出来るのか、という問題があります。

だから、私としてはやはり、一番大きいのは漁業者にメリットがあるのかということと、 海洋気象に耐えられるリスク、こういうもの。あと、ソフト面で対応が非常に厳しくなる。 そういうことを踏まえて、私は反対はしません。反対はしませんけども、やはりよほど 慎重に進めていかないと、後で大変なことになる、というふうに思っております。

県は出来るだけ神奈川県も水産に取り残されないようにという考え方で、動いてくれているんだとは思いますので、その辺は慎重に対応していただきたいと思います。

〇浪川委員

こちらの大規模外洋養殖事業につきましては、このあとの検討のロードマップといいますか、どれぐらいの時期に、どんなことをやるつもりであるということをですね。まずそういった方向性について教えていただきたいと思います。

たぶん皆さんおっしゃるようにまだ課題はいっぱいあると思うんですけど、その検討した課題がきちんと神奈川県の財産になり、残っていくようなことができればいいなと思いますので、今後の進め方というか、分かる範囲で教えていただけないかと思います。お願いします。

〇舩木副技幹

では、お答えいたします。スケジュール感ということでございますけども、これ養殖するには、県知事の免許が必要になります。

養殖の場合、区画漁業権という漁業権になるわけですけれども、次回、この漁業権の切

り替えが、令和の5年を予定しておるところでございます。

できれば、その令和5年の免許に間に合わせるようにということで、当初は動き出した わけなのですけれども、今お話しさせていただきましたように、ちょっとスケジュール的 には遅れていくという状況でございますので、令和5年の免許に間に合わないかもしれ ませんけれども、その1年後とか、途中で期中免許という制度もございますので、準備が 整った段階でこの区画漁業権を取得という上で、操業を開始していただくというような スケジュール感で今のところ考えております。

2. 審議事項

●かながわ水産業活性化指針の改定素案について・・・水産企画G 舩木副技幹から説明。

〇田口委員

指針素案6頁の「海に関する施策」は是非真剣に取り組んでいただきたいと思います。

指針素案6頁の「国内最大規模の養殖事業の誘致」は、事業見通しが明らかではな く、政策目標にする段階ではないです。

指針素案16頁の「主な取組内容」は非常に現実的で必要な施策と思います。

指針素案27頁のハマグリ漁業について、藤沢市漁協と神奈川県水産普及員の方々の 長年にわたるハマグリ増殖努力は素晴らしく、長期的な視点から漁場環境の改善に取り 組むことの重要性を示す具体的な事例と思います。近隣への波及効果を期待していま す。また、将来的にはハマグリ種苗生産、人工授精を水産技術センターで行えるような 体制を検討してみてはいかがでしょうか。

指針素案29頁の以下の指摘は非常に重要です。

「一方、漁場環境に関する課題として河川では、魚道のない堰堤などにより魚類の移動が制限され、魚類の成長や再生産へ支障を及ぼすことが危惧されます。また、豪雨による多量の土砂の流入・堆積などが、魚類の生息域や餌物減少を招くなど魚類をはじめとした多様な水生生物が生息する漁場環境を改善していくことが必要なっています。」

今後も気象変動による豪雨が見込まれるため、河川管理者と連携しながら、治水と合わせ、生物の生息域を確保することを神奈川県に期待しています。

〇舩木副技幹

引き続き今後の施策を進めていく中で参考にさせて頂くとともに、改定作業を進めて まいります。ハマグリについては、後ほど審議事項で栽培漁業の基本計画の話がありま すが、その中でもハマグリの話が出てきますので、加えて話はまたそこでさせていただ きたいと思います。 いずれも、貴重なご意見ありがとうございました。

〇田口委員

指針素案11頁で「大規模外洋養殖施設の稼働よる魚類生産量増」を見込んでおられますが、具体的には何トンでしょうか。

〇舩木副技幹

改定指針の最終年度となる令和7年度の目標値は、まだ試験的な段階であることを考慮して50トンとしています。将来的には1,000トン程度の生産を目標に、協議会で話をさせていただいております。

〇田口委員

指針素案17頁の資源管理に取組む魚種を具体的に教えてください。

〇舩木副技幹

本県で資源の動向ということで、水産技術センターのホームページで資源評価を行っている魚種を掲載させていただいております。サバ、ゴマサバ、マイワシ、カタクチイワシ、しらす、マアジ、マアナゴ、ヒラメ、キンメダイ、ブリ、マダイ、シャコ、あわび類、サザエ、マナマコ、マコガレイ、タチウオといった17 魚種について資源評価を行いホームページに掲載しているところです。

〇田口委員

国の進める「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」にトラフグやキンメダイが新たな TAC 魚種候補として挙がっていますが、TAC 魚種になった場合の影響などをどう評価されていますか。

〇小川GL

国が新たな改正漁業法により行う資源管理の基本的な取り組みは、出口規制として漁獲量でコントロールすることを原則としています。よって、TAC対象種となった場合、漁獲量の上限が定められ漁業者への影響は必ず生じることとなります。

一方、新たな TAC 対象種の設定にあたりましては、国は、漁業者の意見を十分に聞き専門家を交え論点の整理を行った上で、ステークホルダー、要は利害関係者ですね、の会合を実施する等の対応を行うこととしています。さらに、TAC 量の設定については、持続的に生産可能な最大の漁獲量である MSY ベースで科学的に評価を行うとも伺っています。

よって、これら TAC 導入による漁獲量の制限は、漁業経営にも直結することから、本

県といたしましては、まず現場漁業者との十分な意見交換を経たうえで慎重に検討を進めていく必要があると認識しており、影響の評価はその過程と並行して行うものと考えています。

〇櫻本委員

目標年間 43 人に対して、直近 4 ケ年の平均が 27.8 人、達成率 65%ということですが、この 43 人という数字は、どのような考え方に基づいて算出されたものでしょうか。

〇舩木副技幹

現在の指針は平成28年度に作成されておりますが、指針策定時当時の資料としまして、 平成25年度の漁業センサスの数字を元に作成しております。平成25年度の漁業センサスによれば、当時、漁業就業者数は2,273人でしたが、65歳以上が4割近く、877名、を占めておりまして、15年後の令和10年にはこの方たちはすべて引退していると見込まれました。15年後の令和10年には就業者数を2,000人以上確保するため、当時の新規就業者数の平均33人/年に加え、県の就業支援対策により10名の上乗せを図り、年間の新規就業者数43名を確保することを目標としました。

〇櫻本委員

新規加入漁業就業者と言う用語についてですが、現在、漁業を営まれている方のご子息とか、関係者が新たに就業される場合と、漁業とは直接関係のない職業の方が新規に漁業を始められる場合とがあると思いますが、それぞれ条件が大きく異なりますので、両者は分けて議論した方がいいと思いますが、如何でしょうか。

〇舩木副技幹

県の新規漁業就業者の調査では、できる限り前職の把握にも努めており、新規就業支援 事業も、これらの結果を踏まえ漁業以外からの就業を増やして行くことを目指していま す。

〇櫻本委員

先ほどの質問に関連しますが、「かながわ水産業活性化指針」42 ページに、本県の年代別新規就業者数の推移が掲載されています。平成6年(1994)からの人数を合計すると、735人となり、平成30年の漁業者数1848人の40%に相当しますが、そのうち、別の産業から新規に漁業を始められた方の割合はどれぐらいになるのでしょうか。また、後者の方の内、離職された割合はどれぐらいでしょうか。

〇舩木副技幹

漁業以外からの就業者の割合は、ここ数年では5割から7割程度となっています。また、3年後の定着率が把握できている平成24~29年度新規就業者では、約2割が3年以内に離職しています。

〇櫻本委員

漁業セミナーや漁業体験研修、神奈川漁業就業促進センターの開設は、上記のどちらの 新規就業者を対象にして計画されているのでしょうか

〇舩木副技幹

県の就業支援の取組みは、主に漁業の経験のない方を対象としております。漁家のお子さんにつきましては、普段の生活から漁業の現場がどういうものか、だいたいお分かりになられているでしょうし、数そのものも自ずと限界がありますので、それにプラスアルファということで漁業未体験の方ついて、漁業就業支援を行っているところです。

〇櫻本委員

新規加入漁業就業者数の達成率は 65%で、目標が達成できなかった要因として、(1) 漁業セミナーや漁業体験研修の期間が短期だったため、知識や技術の十分な習得に至らなかったこと、(2)就業後の生活への不安の 2 つ挙げられていますが、後者については、これまでどのような対策を実施してこられたのか、或いは、今後どのような対策を実施する予定でしょうか

〇舩木副技幹

就業地域の住宅事情や生活環境についての情報提供など、就業後の自分自身や家族の暮らしをより具体的にイメージしてもらう必要があります。そのためのツールとして、昨年度、漁業就業促進センターを開設しました。ここで一定期間の研修を通じて不安解消を図り、就業へのハードルを下げることで、新規就業者の確保に努めてまいります。

〇櫻本委員

どうもありがとうございました。

新規就業者が漁業以外から5割から7割の就業者というのはちょっと驚きましたけど、 ぜひ漁業者にどんどん新規に入っていただいて、それが活性化の1つに繋がると思いま すので、今後ともよろしくお願いしたい。

〇高橋委員

櫻本委員さんの質問の4番目になります。どうして達成出来なかったかということなんですが、就業センターや我々の現場になりますが、1つは就業センターに来て、研修を

受けたらすぐ組合員になれるという、そういう思いで来ているんです、みんな。

それと、卒業すれば船も持てます、何も出来ます。実際は法律的にそうじゃないわけです。漁業っていうのは1年やって、初めて組合員。次に資格をとるわけです。その間に1年間ぐらい、どこかの組合でお世話になって勉強して、その期間が耐えられない。それで、就業出来ない。

ですから、組合によっては、条件付きで、1年間とか2年間、組合の経営の定置に乗ってください、それをしたら組合入りさせますよ、そうしたら船を持つのも自由ですよと、そういう組合もありますけども、ただ実際に定置にいま、そういう条件があっても定置に乗る子どもはいないですよ。それだけいま定置が、経営状況が非常に良くないということがあって、一般のサラリーマンの方との給与、これが平均的なものより低い。それだと生活が出来ないですよ。

それでもやりたいって子はいます。そういうので3年4年、定置に乗っていても辞めてく子どもがいる。うちの組合も、5年前、23人で操業していた。いま18人。辞めってちゃうんです。というのは、自分の友達がいいところに勤めている、お前もこないか、と勧められて給与に差がありますから、そっち行っちゃう。そういう子どもが結構います。

よその組合でも組合経営の定置、どんどん減ってくんです。経営側としては、人数が少ないから人件費がかからないで済むんですが、残された従業員のハードルこの部分が非常にきつくなります。ですから、我々も出来るだけ色んな手を尽くして人を探しますけども、なかなか来ないですね。非常に厳しいです。

ただ、後で栽培漁業の関係で話があると思うんですけども、遊漁船は跡取りがいるんです。どこにでも。これはなんでかっていうと、どんな商売でもそうですけど、儲かれば跡取りいるんですよ。神奈川県の遊漁船なんか全国でもトップクラスの遊漁船の数ですから、結局自営でやってても、家内労働じゃなくても給与はもっといいんです。ですから、遊漁船の子ども達っていうのは、ほとんど跡を継ぐんです。

定置とか刺し網とか一本釣りとか、特に一本釣り、神奈川の一本釣りっていうのは、ほとんど一本釣りだけでは出来ないから、どうしてもじり貧になっていくのかなと、そんなふうに思うんですけど。県で非常に手厚い指導を、保証をしてもらわないとなかなか出来ません。

〇滝口課長

着業にあたりましては、経営等改善・開始資金、無利息の、県が融資する資金がございます。

〇井貫委員

支援は融資しかないんですか。

〇滝口課長

そういう意味では、融資しかございません。

〇江森委員

今の高橋委員との話はダブるところあると思うんですけれども、神奈川県漁業士会としましても、新規就業の事業に対しましては、協力というよりかは、むしろ自分たちの仲間を増やしたいという、自らが問題として講師を派遣したり、そんなようなことで参加させていただいてます。

そこで感じることなんですが、やはりですね、この事業、塾を卒業すれば漁業者になれるんじゃないかっていうイメージを、結構持っている人がいるということでは、生徒を募集するときにちゃんとした説明が必要ではないか、ということが一点。

あとは、やはり櫻本委員の質問としての、4の2の、就業後の生活への不安、ということで、この認識は確かだと思います。生活の不安というのは、やはり外部から、新たに就労者を受け入れようということであると、その就業希望者というのは、やはり引っ越してくることが前提になると思うんですね。

その職場に、自分も家があるというのであれば、かなり生活への不安というのは低いと思うんですけれども、そこに引っ越して新たにアパート借りて、家賃を払うとか、更には家族がいる、そういうことになると、やはり現状の漁業での賃金ではなかなか厳しい面があるなということが、実感として持っています。

〇堀井委員

別の観点で恐縮なんですけれども、目標設定値に関する意見となります。

目標を設定されて、その達成度を測ることで政策を評価していくというのは、非常に適切なことだというふうに理解いたしますけれども、一方で、今回漁獲量というのが目標値に設定されておりまして、お話の中でもありましたように、サバが来なくなりました、イワシが来なくなりました、そのせいで伸びませんでした、ということでも、それは決して施策が間違っていたということにはつながりませんし、逆に漁獲量が目標を達成していたとしても、それがたまたまであるというふうに言われかねないという部分もありますので、なにか良案があるわけではないんですけれども、おそらくこの令和7年から令和8年に改めて達成率を計算されて、施策を評価されていくことになると思うんですけども、その際にはですね、この漁獲量以外の質的にもっと評価できるような指標があれば、併記していただくというような形で施策を評価していただければというふうに、提案させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

〇滝口課長

まず、堀井委員からのご意見、まさにそのとおりだと思います。

施策としてどう反映されたか、どうそれがアウトカムとして来たかということについては、それなりにちゃんと因果関係があるものを設定すべきだと思います。

今回のものについては、期中見直しですので、引き続き生産量につきましても、目標値として挙げさせていただきたいと思っておりますが、次回、その時期の改訂になりましたら今のご意見、参考にさせていただきたいと思っております。

次に高橋委員と江守委員からございました、新規就業者促進センターに入れば、すぐ組合員になれるのではないか、というご意見につきまして、おっしゃるとおり、いきなり新規就業者促進センターを出たから、正組合員になれるということではないと思っております。

漁業の就業を志す方に対しては、促進センターでの流れ、それからその後、各浜に入っていただいて、どのように、最終的に独立するのか、たとえば定置漁業の従業員として就業し、将来的にはその漁場の幹部としてなっていきたいと、そういう二つのパターンがございますので、それぞれのパターンについても、しっかりと説明したつもりではございますが、そういった高橋委員等のご意見も踏まえまして、セミナーですとか、入学説明会のときに、しっかりと、その辺については、説明を改めてしたいと考えております。

〇石井農政部長

上部計画のグランドデザインの方でここにも概要を産出額ということで書かせていただいているんですけど、量も大切だったと思うんですけど、結局のとこ、最終的には、漁師の方にお金が入るところが大事だということもありますので、たぶん農業でも同じような、私、農業の方が専門なんですけど、同じような話があって、グランドデザインの中で産出額をちょっと入れさせていただいたということなので、その辺も見ながら、指針の上部計画で、その辺も評価しながら、最終的にどうだったという判断をしていきたいと思います。

〇江森委員

素案全体についての意見で、重点的に取り組む施策のイメージで SDG s、凄い時代の流れになっていると思うんですが、この真ん中の「食」に、飢餓をゼロにする、ということが出ているんですが、我々、生産者としては、飢餓をゼロに、ということに生産することによって、貢献しているというか、そういう考えでよろしいんでしょうか。そういう役割を果たしているのか、という。

〇田島GL

食に関して、やはり漁業は、食料生産として重要な役割を担っております。 広く県民の皆さんに、県産の水産物を供給していく、そういった役割がこういった目標 「飢餓をゼロ」に、該当すると考えております。

〇江森委員

例えば、このコロナ禍で学校が長期に休みになると、給食がなくて非常に困るという意見なんかも、よく耳にしたと思うので、そういう面では、県産水産物が、学校給食等に利用されることが、やはり子供たちの健康の増進に非常に役立つのではないかなということは、自分なりにはイメージしたものではあります。

〇石井農政部長

結局、日本の場合、たぶん飢餓っていう部分が、全世界なので、すごく飢餓という言葉になっているのですけど、きちんと食を提供していくっていう部分もありますし、農業生産だけではなく、漁業生産もしっかりしていくという部分のところも 2 に含まれていますので、そういう部分で、この中に入れさせていただいておりますので、漁業者の皆様はしっかり、という言い方も変ですけど、漁獲をしていただいたり、生産を上げていただくということが、ここつながっていくと理解しておりますので、それで入れさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

〇江森委員

海洋環境の面なんですが、やはり相模湾、三浦半島地区、どちらにとっても磯焼けが非常に大きな問題になっているという、これは漁業者も共通認識でいると思うんですが、やはりそれに対する対策をぜひ研究して、強力に進めていただきたいと思います。

特に漁業者も、自分たちの問題として、やれることはやりたいという気持ちでいますので、技術的な面で、ぜひそこの研究を進めていただきたいと思います。

〇利波所長

私の方から、簡単に、今の取り組み状況について、ご紹介をさせていただきます。 正直なところ、磯焼け対策というものはなかなか遠大で、難しいと思っております。 その中でご存じのとおり、今までは食害生物の駆除というものを中心に取り組んでま いりましたが、残念ながら、これはなかなか効果を上げてまいりませんでした。

その中で、新しい取組として、今年から始めているものなんですけれども、たまたま、協力をしていただける方たちがいらっしゃるという中で、非常に大規模な駆除活動をいま、やっております。

通常、皆さんと一緒にやる駆除というか、駆除を伴うような現地調査をやりますと、 だいたい協力いただける方の人数というと、10人 20人という方でやっていただくような 事例が多いと思います。

今、逗子で100人規模でご協力いただいて、徹底的にウニを駆除するようなやり方をし

ております。実際にはウニの駆除だけで磯焼けが解消するわけではないんですけれども、1つの取組として、ウニ駆除というのを徹底的にやった時に、それがどの位の効果を出すのかモデル的なことを始めたということです。やはり100人規模でやってますと、だいぶ広い範囲が出来ますので、その効果というのが多少見えるのかなということであります。これにつきましては、すぐに成果として発表できる形にはならないんですが、2年間ほどやればある程度の方向というのは見えてくるかなという見込みを持っています。

もう一点、今までの取組を振り返りますと外敵生物の駆除だけではやはり追いつかない。やはり藻場再生の方の取組が、もっとしっかりやらないと、追いつかないだろうというようなことを考えております。

その中で、今までもスポアバックというやり方で、要は海藻の種なんか出るようなもの、 そういったものを海中に投入していくということで、そこでどんどん増やそうという取 組もやってきているんですが、残念ですが、その取組も十分な効果を上げてきていません。 そんな中で、これも昨年からなんですが、神奈川県下沿岸で新たに見つけた早く成熟す るカジメというのがあります。カジメというのは、通常ですと成熟するまで1年半かかる んですが、それが半年で成熟するようなカジメが存在しております。それを県内で見つけ まして育てております。

半年で成熟するということはどういうことかといいますと、徹底的に食害を受けてしまう前に成熟して、子孫が残せるということなんです。食害が無くなる、ということではないんですけども、根絶させられる前に次の世代をつくれる、そういうものでございます。ですから、徹底的に駆除するということと、それから早く成熟する海藻、こういったものを組み合わせることで藻場の再生に取り組んでいけるんではないかな、というふうに思います。これも全ての海域でできるというものではございませんけれども、やはりモデル的なものとして、そういった技術が見えてくればですね、県下にどんどん展開していけるんじゃないかなと思っています。

〇江森委員

漁港の多面的利用についてなんですが、日々の操業で、様々な舟艇とかカヤックとかそういうものが非常に増えていまして、航行上の安全の問題と、それから同じような水産資源を対象にしているということで、そういう問題も同時に、問題解決を進めていただきたいと思います。

〇山本担当課長

現在、県でも漁港の多目的利用、これは地域の活性化に資するということで、地元の合意を前提に進めております。

そういったことで、漁港の利用のルールにつきましては、従来のものと何ら変わること はございませんので、そこら辺しっかりと今後も秩序が守られるように調整していきた いと考えております。

〇田口委員

先ほどの TAC の魚種の話ですが、たとえばトラフグは、こちらの海域ですと種苗放流して増加している、ただ他県では減少している。それで TAC にかけられるのは、なんかちょっと違うのではないかと、私は個人的に思います。

また、TAC 魚種は、配分方法が重要になります。新規就業者が入ったときに、その人は、 過去実績がないので、新たに漁獲できるのかどうかという、大きな問題が出ます。そうい う課題を乗り越えることも考えないといけないです。

また、いろいろな地域の水産試験場の方は、「単一魚種だけを狙って増やすなんてことはできないんですよ。」「自分たちができるのはやっぱり漁場改善だったり、あるいは漁業者さんに、今はこの魚は捕れないけど、こっちの魚で付加価値上げることを考えてみませんかと提案したり、未利用魚等を地域住民に理解していただいて、消費の世界を広げていくことです。」と言われます。単一魚種だけを増やす政策にうまく沿岸漁業が調和できるのかと、皆さん不安に思っておられています。マグロもそうですが、定置漁業は年々の漁獲量の変動が大きいです。この前、マグロの漁獲量について変動計数を計測してみたのですけど、非常に大きいのです。

年々の来遊状況などの変化が大きい魚を、定置網は待ちの漁業で捕っています。なかなか、まき網みたいに、追い込んで、一定量捕る漁業とは全く違います。過去の平均実績に基づく漁獲枠が来年守れるかというと、卓越年級群が発生する場合など、対応できなくなってしまいます。非常に難しい問題があります。特に相模湾は定置漁業が中心なので卓越年級群が来た時に、かなり厳しい。そう思うので、真剣に考えていただきたいと思います。

〇井塚技幹

委員がおっしゃるとおり、トラフグで不公平感がある、それはまさしくそのとおりでして、例えば、うちは放流しているんだけど、隣の県は放流してないじゃないか。でも資源、TACというのは1つの資源に対して行いますので、資源が同一だからあそこと同じような漁獲規制をかけられる。

そういったことにおきまして、やはりいま、栽培漁業の現場で言われているのは、県境を跨いで移動するような魚につきましては、放流は単県でやるのではなく、関係している関係県で広域的に取り組もうというところもございますので、県にそういう検討委員会といいますか、そういう組織もございますので、その中でいろいろ不公平感が無いように、資源管理をやるものについては、できる限り対策してまいりたいと考えております。

●かながわスマート農業・水産業推進プログラム素案について・・・水産企画G 舩木副技幹から説明。

〇江森委員

漁獲報告の電子化についてなんですが、先ほどの田口委員の、資源に対する考え方とも 共通する面があると思うんですが、やはりメインとなるような TAC の対象となるような 魚種以外でも、意外とこんな魚が捕れているということが、こういう漁獲報告でわかるよ うになれば、またそういうものを先んじて加工・販売に取り組んでいけるような、そうい う利用の仕方もあると思いますし、そこがまた偏った利用というものに陥らないそうい う利用の仕方ができるんじゃないかなと思いますので、資源の管理といいますか、把握と いうものが、またいろんな形で利用されるような工夫というものを望んでいます。

〇小川GL

デジタルでの漁獲量の報告につきましては、改正漁業法に伴いまして、すべての知事許可漁業で、知事に漁獲を報告しなければならないということが義務付けられました。

この報告が大変なので国が予算をつけまして、デジタル技術を使って報告をさせれば 省力化につながるだろうということで進められている事業でございます。

すべての知事許可漁業が対象なので、その漁業種類によって漁獲されたものにつきましては全て報告が上がってくるわけですから、TAC 魚種以外のものも漁獲されたものについては報告が上がってまいります。

さらに、国は、現時点では、漁獲報告のみのシステムですけども、将来的には、この漁 獲データを使って資源管理・資源状況等の把握等にも活用したいという考えはあるよう でございます。

〇田口委員

漁業者さんから使い勝手がいいのは、たぶんいま魚価がどれくらいとか、消費地市場での在庫状況などがわかることだと思います。そのような情報が漁に行くときの意思決定につながるのでは無いかなと考えます。明日の気象と合わせ、必要な情報を見られるようシステムの設計を整理していったらいいのではないかなと思います。

〇小川GL

魚価についてなんですけども、このシステムでは、魚価は非常に商売のセンシティブな 情報なので、一応取ることは想定されていません。

なので、了承を得たうえであれば、活用できるとは思いますけども、それはまた別の流 通等のシステムに期待をすることになると思われます。

〇田口委員

たとえば、東京の水産卸売り市場等の統計とか、あるいは昨日の主要産地市場の魚価っ

ていうようなものが見ることができればいいのかなと思います。

〇小川GL

市場の水揚げ情報なんかも、特定のサイトでは、提供されているとこもあるというふうに把握しております。

たとえばサバですとか、アジですとか、特定の魚種になりますけども、かなりリアルタイムで報告されていると思いますので、それはそれをご活用いただいてと思います。

現時点では、県・国等で、魚価も含めて、そういう相場観を把握するためのシステムを 提供するということは、予定されてはおりません。

〇石井農政部長

将来に向けて、今の時点では担当の言ったとおりなので、すぐにはやらないと思うんですけど、将来に向けては、その辺もうまく一緒に見られたりするような感じで、システムをちょっと県で作るっていうのはたぶん難しいと思うので、ここはたぶん全国的な部分もあると思うので、より使いやすいようなシステムは国の方にお話しして、そういうことで少しでも漁家の皆さんが数字入れるだけじゃなくて後でフィードバック出来るような仕組になればいいと思っています。

その辺は、県の方からも、国の方とお伝えはしていきたいと思います。

●第8次神奈川県栽培漁業基本計画の方向性について・・・漁業調整・資源管理G 小川G Lから説明。

〇高橋委員

ほうじょうにつきましては、何十年も操業していただき、これにつきましては本当に ありがたい。感謝の念に堪えません。

試験、計画がいま説明されましたけど、放流にあわせてどういう発信という形でですね、やはり資源管理ということをきちんとさせていただきたいんです。

トラフグについてはですね、いま職員の方も一緒に東日本の、日本海の太平洋広域栽培、管理していただいて、そこで神奈川県には試験的に長井沖にトラフグを放流してもらった経緯がある。そのなかで、漁業者がトラフグをやろうとしているところをもうすでに遊漁船がやっているんですよね。だからそういう、もう初めて国がやってくれるっていう試験事業に対して遊漁船がやってしまっている。

だから、そういう事業をやる時にですね、遊漁船はやっちゃ駄目だよと。試験期間ですよと。これで、トラフグがすごく増えてきたというなら遊漁船も獲ろうということになるんだろうけど、まだ試験段階で遊漁船がやっている。これはもう、制限数がどんどん出ています。遊漁船業者から、何匹釣った、何匹釣ったって、こういうふうにせっか

く放流してくれるものを資源管理と、やはりアワビ・サザエ。これも年間通して潜っているところもある。こういうものも県の指導として年1回とか2回とか資源管理をしていかないと、どんどん量が、放流してもどんどん獲るわけです。だから、残されたものがどんどん小さくなっていく。その小さいものもどんどん獲っていく。そういうことの繰り返しなんです。いくら放流しても。

だから、放流してやるけども、資源管理もちゃんとしなさいよと、そういう指導を 我々も現場で、組合としておますけど、いくら言ってもだめなんです。組合がいったく らいじゃ駄目なんです。だから、行政の方の力を借りるというとおかしいんですけど、 行政の方でですね、やはりある程度、資源管理っていうのを徹底しなさいよと、いうふ うにしないと、なかなか放流した効果っていうのは出てきません。

いま遊漁船の人達は、遊漁船を否定はしませんけども、ある程度規制をしてですね、きちっとした操業をしないと、いまはありとあらゆるものを釣ります。昔はそんなもの釣らなかったというものまで釣ります。50kg 台のキハダをぼんぼん釣っています。これはもう SNS で出てくるんですから、自分が釣ったっていうのを手柄のようにして。毎日何本も出ているんです。1 つの船宿で 2 本 3 本釣るっていうことは、40 隻も 50 隻も来たら相当な数、絶対釣っているんです。だから、そういうことを、きちっと資源管理をした上で、遊漁船をやらせるってことをしていかないと、本当に相模湾に魚がいなくなります。

そういうことと、あわせてですね、これは水産政策の中でですね、今までの新規就業者とか、担い手の育成とか、そういうことをもっと全民的な、5年前も全漁連も新しい中期計画をたてるときも、やはりそれをメインに出した。私は、皆さんはそうだろうけど、私はそうじゃないと、現況でやっている人達を救いなさいと、じゃなかったら、後継者なんて、さっきも言った通り、儲かれば後継者は絶対出来る。だけど現況では、40代50代の人たちが食えなくなったら、後継者なんて出来ないんです。だから、神奈川県でも出来れば、現役でがんばっている40代50代こういう人たちに暖かい目を向けてやっていただきたい。お願いします。

〇江森委員

今の高橋委員と同意見なんですが、放流事業に対する公平性というものを、また改めて 協会の運営ともあわせて、ぜひ県としては見直すというか、はっきりとした方向性という ものを、改めて考えていただきたい、ということが一点。

あと、もう一つは、放流魚種に関することなんですけど、マナマコが計画から外れたということは非常にショックに感じることでありまして、やはり放流効果の確認が難しいというのはいまナマコが育つ環境が失われてきたのではないか、という実感がありますので、放流しなくなったということは仕方ないかもしれませんが、マナマコ資源に対して、生態の調査等をですね、引き続き重視していただきたいと思います。

それと裏腹になるんですが、漁業ではハタ類が結構盛んに刺し網なんかでもかかりまして、やはり温暖化の影響じゃないかなと思います。そういった魚種、温暖化によって住みやすくなる魚種もいると思いますので、そういうものに対する放流の対象魚種になるかどうかという研究も進めてください。

O小川GL

遊漁船の話でございます。

遊漁については高橋会長が言われた通り、非常に自由に操業しているように見えます ね。

改正漁業法のなかでも、特に遊漁船に関する見直しというのは、特に行われず、漁業 者サイドから見ると野放しに見えるのかとは思います。

一方、クロマグロにつきましては、今回、広域漁業調整委員会の方で、遊漁船につきましても委員会指示が出されまして、国も、遊漁船の釣獲量は無視できないということを認識してきているんだというふうに思います。

神奈川の場合、遊漁船、非常に多く、遊漁者数も多いことから釣獲に対する影響というのは非常に大きいということも、かつて県の方でも研究していますので、把握をしているとこですけども、なかなか一足飛びで、遊漁船に罰則をかけるような制限というのは難しいのかなというように思います。

地域の遊漁船のルールを決めております地域遊漁協議会ですとか、そういう、遊漁に関して話し合う機関もございますので、まずは地遊協で話し合っていただいて、それを県の遊漁協議会に上げていただいて、そこから先、たとえば委員会指示だとか、そういうような話になっていくのかなというふうにも思いますので、まずは遊漁船が集まる会というのがないわけではないですから、そこでの議論を下から上げていただきたいなと、県としても非常に大事なことだというふうに思っていますけども、現在いきなり罰則をかけろというのは、なかなか難しいかなというふうに認識をしているところでございます。

〇利波所長

先ほど江森委員からマナマコの話がございました。

マナマコに関して、非常にショックであるというご意見いただきました。今回、この8次の計画には載らないという形で考えておるところですが、実際に水産技術センターが、来年以降、マナマコについて一切研究をしないということではございません。

実際には、この栽培の基本計画からは外れるもののマナマコに関します種苗生産、放 流調査継続いたします。

ただ、何故ここで、こういう形で計画からはずしたかというと、これは多分に技術論 の部分がございます。 先ほどご指摘もありましたように、放流効果の確認が難しい。これ何故かといいますと、非常に簡単に言いますと、標識がつけられない。ナマコにつける標識というのがないんですね。ですから、放流したものかどうかが全くわからないということ。

また、個体差が異常に大きい。実際に種苗生産をしていても、放流時期になった時に、かたやまだ2ミリ、かたや20ミリを越えるというのは当たり前にあります。

魚ですとか、貝ですとかですとある程度生産していく中で、概ねの大きさでこの時期の生まれであろうということが分かるので、仮に標識がつけられなくても、それを根拠として、ある程度分けるということが可能なんですが、ことナマコに関しては、そういった考え方が全然成り立たないということがございまして、そのため放流効果を論理的に説明することが難しいというのが現状と考えております。

その中で、繰り返しになりますけどもマナマコを一切やらないということでは決してないんですけれども、少なくとも第8次ということで、令和8年度までの間にこの計画に載せることは見送らせていただくということですので、ご理解いただければと思います。

それから、先ほどハタ類に関してのご指摘もありました。

ハタ類に関しては、我々も正直なところ気になっています。非常に気になっております。

ただ、現状、見送らせていただきました。

その大きな理由は、私どもがハタ類を今まで扱ってないので不慣れだというところがありますが、一番の理由はハタ類に関しては西日本での種苗生産の現場を見ますと、かなり病気が深刻になっているためです。

私どもとしては、その病気が深刻なハタ類に手を出すというのが、なかなか思い切れないというのが、生産現場の実状としてございます。

ですから、今後西日本の生産現場において、適切な管理方法が開発されてきて、皆様のご要望があるということであれば、また考えていけると思うんですが、これもまたマナマコと同じように、第8次の間については当面見送らせていただきたい、そのような考え方です。

〇田口委員

先ほど、密漁じゃないんだけど、資源管理を漁業者がやっているのに、知らない方が捕ってしまう問題について、たとえば今漁業者の方が増やそうとしてがんばっている魚種なんかを教育現場で学生に伝える、あるいは神奈川県のテレビ局の釣りの番組で広告を入れるのはいかがでしょうか。今漁業者が血のにじむ思いでがんばっていることを伝える方法も、いろいろ試してみてはどうかなと思います。

生産物の中に、今資源回復努力中ですみたいなシール張るとか、なんかそういうようなことを考えてみてはいかがでしょうか。

〇井塚技幹

確かに、委員がおっしゃるとおり、情報というのは非常に大きなものでして、最近テレビでよくやっている素潜りをしていいのかだとかそういう問い合わせがいっぱいくるんですね。そこで、今おっしゃるように、そういうのを利用して活用していくのも1つのアイデアとしていただきたいと思います。

3. その他

〇田口委員

神奈川県水産技術センターの「漁況情報・浜の話題」は素晴らしいのでこちらを県民 にもっとみてもらうように誘導してはいかがでしょうか。また、水産審議会の資料とし て採用してみてはいかがでしょうか。

〇田島GL

元々、漁業者向けの情報発信ということ、浜の情報の共有という形で始められたことで ございますけども、県民の皆さまへも漁業現場の状況をぜひ知っていただきたいという ことで、水産技術センターのホームページの方で現在、公開させていただいています。こ ういったところで、情報が伝わっていけば、という形です。

〇田口委員

以下、提言いたします。

- ・磯焼けの状況を可視化すること
- ・磯焼けの状況把握と対策のための研究を進めること
- ・磯焼けの状況ごとの対策を地元漁業者に伝えること
- ・漁業者主体の磯焼け対策の進捗を地域ごとに把握し、適切な支援を行うこと
- ・研究者、漁業者が車座で磯焼け対策の情報共有を行う機会をこまめに設けること

〇田島GL

水産技術センターでは、空中ドローンや水中ドローン等を活用しまして、海藻の分布 状況を把握する技術の開発などにも取り組んでおりまして、これらの技術を活用して磯 焼けの実態把握を進めてまいりたいと考えております。

また、国の水産多面的機能発揮対策事業という補助事業がございますけれども、地元 漁業者やダイバー等で構成する活動組織がボランティアで行う藻場の保全活動、こうい ったものに対しては、県もこの事業を活用して、活動費の補助を行っております。

引き続きこういった機能面での補助、あるいは研究員からの技術的な支援といったこ

とを行ってまいりますとともに、コロナ禍で中止していた活動組織間の情報交換会も、 コロナが落ち着いてきたころを見計らって再開していくなど、関係者の情報共有を進め てまいりたいと思います。

〇田口委員

漁業者による自主的な協定が日本の漁業の基盤ですので、今後も科学的な知見を取り 入れつつ、発展させていただきたいです。また、県民に自主協定が水産資源を持続させ ていることを伝えることも必要です。

〇小川GL

現在、漁業者が資源管理につきましては、資源管理計画という計画を定めまして取り組んでおりますけども、これも内容について公表されている内容というのは、計画のタイトルのみ、というのが現状でございます。

これは漁業法の改正に伴いまして、この資源管理計画を定める根拠が変わりまして、今までは資源管理指針というのを定めていたんですけど、今度から資源管理方針というものを定めることになりました。この方針の中では、知事は漁業者に対しまして、資源管理計画に替わって、漁業者間の自主的取り組みである資源管理協定を締結を促進するとともに、この協定を認定した時には、公表するということが定められておりますので、今後は協定の内容につきましても広く、県民に対し周知をはかることになるということにございます。

また、漁業者が行います資源管理の取り組みにつきましても、具体的な効果につきましては、県水産技術センターが調査を実施し、その結果につきましては、学識経験者から意見を伺ったうえで意見を検証することとしておりますので、今後も科学的な知見に基づいた評価を実施していく、ということでございます。

〇田口委員

これは、漁業者の方が、自分たちで漁具を、網目を大きくするとか、あるいは操業日数 を調整するとかということで、かなり資源に対して負荷をかけない漁業というのができ るはずだと思います。そういうことを、科学的知見の裏付けがあれば、漁業者の方はもっ と納得してやると思うので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

〇田口委員

最近、大規模漁協において組織の風通しが悪いことへの問題が頻発しています。 理念なき合併がそもそもの原因ですので、まずは情報共有体制の確立、個々の組合員間の交流促進、組合の事務の効率化などを目指されたらいかがでしょうか。

〇渡邉副技幹

本県におきましても、漁協の組合員数の減少ですとか、漁業資源の減少などの問題がありまして、漁協の基盤強化を、経営基盤を強化していくため、合併するということでございます。

ご指摘の点につきましても、合併に際しては十分に留意して進めていきたいと考えて おります。

〇田口委員

神奈川県の信金の事例ですと、合併はしなくても、業務連携をしています。このようなことができると、設備投資を行うときに、3組合が一緒になって購入するとか、かなり投資額を押えることができます。組合間の事務の共通化ができれば、もし将来的に合併するとなったときには、共通化した業務が基盤になります。業務面からの連携を考えていった方が経費削減になります。合併ありきだと、やっぱり皆さんは違うと感じるのではないでしょうか。

経営理念があって、将来像がある合併でなければ、たぶん組合員の方は納得しないだろうし、自分たちの新しい組合だという気持ちも、なかなか沸かないんじゃないかと思います。デリケートな問題なので、引き続きよろしくお願いします。

〇田口委員

コロナ過で料理店不振の影響をどのように見込んでおられるか教えてください。 料理店廃業などにより魚価安が長期化する恐れはあるのでしょうか。

〇田島GL

新型コロナ感染症に伴う影響につきましては、主にヒラメなど高級魚で単価の下落などが見られておりました。その一方で、大衆魚では巣ごもり需要が見られるなど、価格への影響は魚種によって、かなり事情が異なっていたというふうに考えております。

また、価格形成では、好・不漁による影響も少なくないことから、料理店の廃業などが 主な原因で魚価安が長期化することはないと考えております。

〇田口委員

小笠原諸島の海底火山噴火による軽石の漂着状況を教えてください。

〇山本担当課長

冒頭石井部長の挨拶でもあったんですけど、小笠原の海底火山の噴火に伴う軽石の漂着についてですが、現時点では本県沿岸への大量漂着は確認されていません。

また、海洋研究開発機構。JAMSTEC なんですけど、シミュレーションによりますと、

関東沿岸に達するのは、ちょうど今頃、今月の下旬というふうに予想はされているんですが、その一方で、風向きによっては本州への漂着が回避されるという見方があります。

とは言っても、県としまして何もしていないというわけではございませんので、大量の漂着が予想されることを念頭におきまして、黒岩知事が11月22日に記者会見で本州沿岸への軽石漂着に備えた当面の対応についてコメントをさせていただきました。

その内容なんですけども、県としましては、国の機関、それから県内関係機関、それから沿岸市町、漁業者、沿岸利用者、港湾利用者との連絡体制を構築いたしました。この連絡体制を活用しまして、まず漂流・漂着の情報を海上保安庁や漁業者の皆様、それから他県などからも入手いたします。そして本県の海岸や港湾に漂着が想定される場合には、この連絡体制により情報の提供等を行い、相互に協力しながら備えることとしています。

また、仮に港湾や漁港に漂着する、ということに備えまして、オイルフェンス等の備蓄状況、県内全域の状況を確認しまして、緊急時にはこれを融通しあえるように、港ですとか漁港ごとに、各管理者で備蓄量を共有いたしました。

また、軽石についてなんですけども、沖縄県が実施した成分分析によりますと、環境 基準を超える有害物質は確認されていません。が、念のため、県といたしましても今後 相模湾周辺にまとまった漂流が確認されたときには県の調査船により採集を行い、県の 環境科学センターで、分析を行って安全性を確認するということにしております。

〇高橋委員

たとえば、小田原の場合は、西部漁港事務所にオイルフェンスを用意していただいていますけども、小田原には江の浦のほうにも市管理の港があります。この場合は市が対応するんですか。

〇荒井所長

一応、漁協さんの方には、140メートルでしたっけ、対応をお願いしておりますけども、それは組合さんの方で必要なところに使っていただいて構わないので、そういう意味では市の方の記者発表の中では小田原漁港と江の浦で合わせて200メートルぐらい、全部で必要な量があって、今うちの方には60メートルくらい残っていますから、そういう意味では十分な量がありますから、必要に応じて使っていただけると考えています。

以上